

平成30年第4回養老町定例会会議録

平成30年第4回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（平成30年12月17日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第5 承認第9号 専決処分の承認について（平成30年度養老町一般会計補正予算（第4号））
- 日程第6 議案第58号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第59号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第60号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第61号 養老町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第62号 養老町自治会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第63号 養老町認定こども園条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第64号 町道路線の廃止について
- 日程第13 議案第65号 町道路線の認定について
- 日程第14 選挙第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第15 議案第66号 養北こども園新園舎建設工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第67号 平成30年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更について
- 日程第17 議案第68号 平成30年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れの変更について
- 日程第18 議案第69号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第19 議案第70号 平成30年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第71号 平成30年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第72号 平成30年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第22 議案第73号 平成30年度養老町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第23 議案第74号 平成30年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第24 議案第75号 平成30年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第25 議案第76号 平成30年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 大橋三男

○出席議員

1番	北倉義博	2番	岩永義仁
3番	長澤龍夫	4番	大橋三男
5番	三田正敏	6番	吉田太郎
7番	早崎百合子	8番	野村永一
9番	田中敏弘	10番	松永民夫
11番	林輝見	12番	青山貞一
13番	水谷久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝	副町長	柏渕裕昭
教育長	並河清次	総務部長	田中信行
総務部総務課長	中島恵美	総務部企画政策課長	川地憲元
総務部税務課長	西川敏明	住民福祉部長兼健康福祉課長	久保寺利明
住民福祉部住民人権課長	伊藤幸広	住民福祉部子ども課長	川口智也
住民福祉部生活環境課長	渡辺章博	産業建設部長兼水道課長	田中一也
産業建設部課長	前田勝治	産業建設部長農林振興課長	松岡弘泰
産業建設部企業誘致・商工観光課長	大倉修	産業建設部建設課長	高橋正人

会計管理者兼 会計課長	野村博治	教育委員会事務局兼 スポーツ振興課長	佐藤嘉但
教育委員会 教育総務課長	田中隆	教育委員会 生涯学習課長	古川一夫
消防長	三和隆夫	消防次長兼 予防課長	吉田英之
消防総務課長	廣澤幸雄	警防課長	三輪則夫

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	藤田勝彦	議会事務局書記	稲川諭実彦
--------	------	---------	-------

(開会時間 午前 9 時30分)

○議長(大橋三男君) 皆さん、おはようございます。

平成30年第4回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。傍聴者の皆様も御一緒をお願いします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(大橋三男君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席でございます。

ここで、報道機関及び町広報委員に限り、今定例会開会中、議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、インターネット録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

ただいまから平成30年第4回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(大橋三男君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、9番 田中敏弘君、10番 松永民夫君、以上を指名いたします。

○議長(大橋三男君) 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

ここで、12月10日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について審査をされました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 早崎百合子君。

○議会運営委員長(早崎百合子君) 議会運営委員会の報告をいたします。

去る12月10日午前10時より、委員及び正・副議長、並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、第4回養老町議会定例会の運営についてであります。

まず会期につきましては、12月17日月曜日から12月27日木曜日までの11日間で、本会議の開会時間は午前9時30分と決定いたしました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 議案の提案説明及び委員会付託、6. 町政一般に関する質問、7. 議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定いたしました。

次に、一般質問につきましては、議会2日目の12月26日水曜日に行うこととし、本日午後4時までに議長へ一般質問通告書を提出した議員のみに発言を許可し、発言順序は通告書の提出順とすることと決定いたしました。なお、定例会の一般質問は、CCネッ

トによるテレビ収録を行うことに既に決定しております。

次に、審議する議案につきましては、専決処分の報告 1 件、専決処分の承認 1 件、条例の一部改正 6 件、町道路線の認定等 2 件、選挙案件 1 件、契約の締結 1 件、繰り入れの変更 2 件、平成30年度一般会計及び特別会計補正予算 8 件、以上合計22件であります。

次に、審議方法につきましては、議事日程の日程第 4、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）については、地方自治法第180条第 2 項の規定による報告でありますので、議会初日に上程し、報告のみを受けること。

次に、日程第 5、専決処分の承認について（平成30年度養老町一般会計補正予算（第 4 号））及び日程第15、養北こども園新園舎建設工事請負契約の締結については、逐条上程し、提案説明を受け、質疑、討論を経て採決すること。

次に、日程第 6、養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第13、町道路線の認定について及び日程第16、平成30年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についてから日程第25、平成30年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）までの計18議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、所管の常任委員会にその審査を付託することとし、議会最終日に委員長報告を受けて、各委員長への質疑後、討論を経て採決すること。

次に、日程第14、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、広域連合規約第 8 条第 1 項の規定による大橋孝町長の任期満了に伴う選挙でありますので、議会初日に上程し、選挙を行うこと。

以上のとおり決定いたしました。

なお、付託にかかわる議案の所管及び各委員会の日程につきましては、日程第 6、養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第11、養老町認定こども園条例の一部を改正する条例について、日程第18、平成30年度養老町一般会計補正予算（第 5 号）、日程第19、平成30年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、日程第23、平成30年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）から日程第25、平成30年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）までの合計11議案の審査の付託先である総務民生委員会は、12月19日水曜日の午前10時から、また日程第12、町道路線の廃止について、日程第13、町道路線の認定について、日程第16、平成30年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についてから日程第18、平成30年度養老町一般会計補正予算（第 5 号）及び日程第20、平成30年度養老町上水道事業会計補正予算（第 1 号）から日程第22、平成30年度養老町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）までの合計 8 議案の審査の付託先である産業建設委員会は、12月19日水曜日の午後 1 時30分から開催するよう各委員長へ要請すること。以上のとおり決定いたしました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（大橋三男君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りをします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日12月17日から12月27日までの11日間にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月17日から12月27日までの11日間と決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりでございます。

また、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成30年度10月の現金出納検査結果報告書が議長に提出をされております。

これで諸般の報告を終わります。

続きまして、町長の挨拶をお願いします。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、おはようございます。

議員の皆様方には、平成30年第4回養老町議会定例会を開催するに当たり、何かと御多用の中を御参集賜り、まことにありがとうございます。

12月に入りまして、暑かったり寒かったりというような気候が続いております。インフルエンザの流行の兆しも出てきたというようなニュースもございます。十分にお体には御留意いただきたいなというふうに思っております。

さて、このたび養老町長選挙におきまして、議員各位を初め、町民の皆様方の御支援によりまして、引き続き町政の重責を担わせていただくことになりました。心より感謝を申し上げ、またよろしくお願いを申し上げたいと思います。

先日のことし1年の漢字が「災」ということでもございました。本当に災害が多い1年であったというふうに振り返るわけでもございますけれども、特に台風21号の被害におきましては、4,000万円弱の補正予算も組んでいただきましたように、町内に大変な被害ももたらしたというところでもございます。こういったことは、全国各地でかなりの方がお亡くなりになっているわけでもございますけれども、養老町でもあるとも限りません。私どもも気を引き締めて災害対策にはより一層取り組んでいかなければならないと考えておるところでもございます。

これからの4年間でございますけれども、人口減少、それから少子・高齢化に伴うこれまで以上の荒波が待ち受けております。しかしながら、養老改元1300年祭で培った地域のきずなや地域力、そして2つのインターチェンジが開通するといったよい風も吹い

ているわけでございます。新たなまちづくりビジョンの策定も進めながら、夢と希望にあふれる養老のまちづくりに力強くチャレンジしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方には今後とも御支援、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

本定例会は22件の議案を提出させていただいております。御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（大橋三男君） それでは、まず日程第4、報告第12号を議題といたします。

日程第4、報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）について町長より報告を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）を説明させていただきます。

この専決処分につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項により、公用車の事故における損害賠償の額の決定について報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、補足説明。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

事故等の概要は、当役場職員が平成30年9月5日午前9時50分ごろ、養老町船附地内A宅において公用車を縦列駐車しようとした際に、停車中の相手方車両の前方へ接触し、破損したもので、平成30年11月28日に損害賠償の額が決定したため、専決処分をいたしました。詳細は、専決第19号 専決処分書のとおりであります。

以上で、報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 報告が終わりました。

本件は、地方自治法第180条第2項の規定による報告であるため、報告のみとなります。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第5、承認第9号 専決処分の承認について（平成30年度養老町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第9号 専決処分の承認について（平成30年度養老町一般会計補正予算（第4号））につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億6,560万円を減額し、予算総額を108億6,325万4,000円とするもので、平成30年10月2日付で専決処分をしたものであります。補正の内容は、養北こども園新園舎建設工事の債務負担配分の見直しに伴うものであります。詳細につきましては、担当部長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出の説明をさせていただきます。

9ページをごらんください。

款3民生費、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費では、1億6,560万円を減額しました。その内容は、養北こども園新園舎建設工事費として1億6,560万円を減額しました。

続きまして、7ページの歳入をごらんください。

まず、款17繰入金、項1基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、財源調整として4,190万円を減額しました。

次に、款20町債、項1町債、8目民生債では、養北こども園新園舎建設工事に充当予定であった1億2,370万円を減額しました。

また、4ページですが、第2表 債務負担行為補正につきましては、養北こども園新園舎建設工事について1億6,560万円を増額し、補正後の限度額を4億4,736万3,000円としました。なお、この変更に伴う2カ年の事業費総額に増減はありません。

次に、その下の第3表 地方債補正では、養北こども園新園舎建設工事費の減額に伴い、児童福祉施設整備事業債の限度額を9,190万円減額し、補正後の限度額を1,120万円に、学校教育施設等整備事業債の限度額を3,180万円減額し、補正後の限度額を5,130万円にいたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 1番 北倉義博君。

○1番（北倉義博君） この案件は、9月議会で承認した補正予算を10月2日に専決処分
で大幅に減額したことでであると認識しております。

そこで、まず2点について質問をいたします。

1点目、大幅に減額した理由。

2点目、短期間で専決処分しなければならなかった理由。

以上、回答をお願いします。

○議長（大橋三男君） 川口子ども課長、答弁。

○住民福祉部子ども課長（川口智也君） ただいまの北倉議員の質問にお答えいたします。

大幅に減額したという理由でございます。

今回、養北こども園の新園舎の建設をなるべく早くしたいという思いでございました。
ただし、建設の設計が8月末までということと、建設資材の単価が毎週のように高騰し
て、なかなか積算できないということがございまして、結果、議案の提出ぎりぎりまで
に建設費の積算ができなかったということで、そこで単年度の出来高の算定が甘くなり、
出来高を平成30年度、今年度を4割、平成31年度を6割として予算計上をいたしました。

しかしながら、予算成立後、入札の執行に向かい、再度出来高を見直しましたところ、
平成30年度は全体の1割程度しか工事が進まないだろうと。しかも他市町の例を見ます
と、前年度30年度は前払い金のみの支払いで、完成払いの支払いを求めないというケー
スが多いことから、今回、平成30年度の予算を大幅に削りまして、その分を平成31年度
の債務負担でふやすということにいたしました。年度ごとの配分を変更ただけでござ
います。工事費の増減はございません。

あと、短期間で専決というお話でございますが、工事の入札を公告する前に今年度の
予算と次年度、平成31年度の債務負担を合わせて工事費の総額が必要となります。今年
度の予算は足りませんが、来年度の債務負担が足りないということになりますので、工事
の入札の公告前の10月2日ということにいたしました。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 1番 北倉義博君。

○1番（北倉義博君） 今回、1億6,560万円、相当な額を減額していますが、そもそも
その金額を含んだ算定をした根拠はどこにあるのか。また、どのように積算をしたのか
と、また今年度の工事費の支払い金額が少なくなっておりますが、工事などに影響はな
いのか。この2点、お願いします。

○議長（大橋三男君） 川口子ども課長、自席で答弁。

○住民福祉部子ども課長（川口智也君） 先ほども申し上げましたが、出来高の十分な積
算時間がございませんでした。工事期間を約12カ月見ておるんですが、その割合から
見まして、現場での工事が今年度中は3割程度進み、それに前もって資材を購入してい
くことも出来高と見られますので、その資材の購入も出来高に含み、合わせて4割と算

定したところでございます。

あと、工事費が少ないがということでございますが、先ほども申し上げましたが、前払金は単年ごとに工事の出来高の4割前払金を払うこととなります。30年度、今年度の工事の出来高は、先ほど言いましたが10%ほどになりますので、ことしの前払金は全体の工事の出来高10%のうちの4割ということで、少ない金額となります。

30年度の完成払いを請求することもできますが、31年度も前払金の請求がすぐできるため、30年度の完成払いを3月で求めて、その後4月にまた前払金の請求がすぐできるということで、多くの業者が前年度分の完成払いの請求をしないというようなケースが多いということから、平成30年度の完成払いの分は計上いたしませんでした。結果、工事費全体から見ますと4%という少ない金額が今年度分の支払いとなりますが、工事の進行には影響はございません。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 1番 北倉義博君。

○1番（北倉義博君） 補正予算を承認してすぐに専決処分している。さまざまな理由はあると思いますが、今後は予算を組む際はこのようなことのないよう十分にチェックすることを求めて質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 返答は要りませんか。

○1番（北倉義博君） 結構です。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第6、議案第58号から日程第13、議案第65号までの8議案は、逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑のみを行います。

まず、日程第6、議案第58号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第58号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

養老町一般職の職員の給与が国に準じて改正されることに伴い、養老町議会議員の期末手当についても一般職の職員に準じて、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当局長より補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋三男君） 藤田議会事務局長、補足説明。

○議会事務局長（藤田勝彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

定例会資料内の新旧対照表により改正内容について御説明させていただきます。

初めに、第1条関係をごらんください。

こちらは、第5条の改正について、12月の期末手当の支給率を0.05カ月引き上げ、100分の232.5とするものです。

この改正につきましては、公布の日から施行し、平成30年4月1日からの適用になります。

次に、次ページの第2条関係をごらんください。

こちらは、第1条の改正した期末手当の支給率につきまして、6月と12月が同率となるよう100分の222.5に振り分けの改正を行うものです。

なお、こちらの改正につきましては、平成31年4月1日からの施行になります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第7、議案第59号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第59号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

養老町一般職の職員の給与が国に準じて改正されることに伴い、養老町特別職の職員の期末手当についても一般職の職員に準じて所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、補足説明。

○総務部総務課長（中島恵美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、改正条例第1条関係について説明をさせていただきます。

第8条の改正につきましては、期末手当の支給率を12月に支給する場合において0.05月分引き上げをするものです。

次に、改正条例第2条関係について説明をさせていただきます。

第1条の改正で期末手当の支給率が0.05月分引き上げになりますが、引き上げ分について、一般職と同様に6月と12月で均等に配分するよう改正を行うもので、年間の支給率については変更はございません。

次に、施行日についてであります。第1条の規定は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用いたします。

また、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行します。

附則第2条は、この条例の施行に伴い必要な措置を規定しております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査をしたいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りをします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第8、議案第60号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第60号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

平成30年の人事院勧告により、国の一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成30年法律第82号）が平成30年11月30日に公布されたことに伴い、町においても国に準じて宿日直手当、期末勤勉手当、給料表等について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、補足説明。

○総務部総務課長（中島恵美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、改正条例第1条関係について説明をさせていただきます。

まず、第17条の改正については、宿直勤務または日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき支払われる宿日直手当の支給額を4,200円から4,400円に引き上げるものです。

次に、第20条の改正については、再任用職員を含めた職員の12月に支給する勤勉手当の支給率を0.05月分引き上げるものでございます。

別表第1につきましては、給料表の改定を行うものであります。

次に、改正条例第2条関係につきまして説明をさせていただきます。

第20条の改正については、期末手当の支給率及び第1条で改正をした勤勉手当の支給率について、6月と12月で均等に配分するよう支給率を平準化する改正で、年間の支給率につきましては変更はございません。

次に、施行日についてであります。第1条の規定は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用します。

また、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行いたします。

附則第2条は、この条例の施行に伴い必要な措置を規定しております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りをします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第9、議案第61号 養老町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第61号 養老町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

平成31年2月25日をもって上多度公民館を新施設に移転するため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきまして、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 古川生涯学習課長、補足説明。

○教育委員会生涯学習課長（古川一夫君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

公民館設置及び管理に関する条例新旧対照表をごらんください。

この改正は、上多度公民館の位置を改め、会議室使用料及び附属設備使用料を加えるものです。

第2条では、上多度公民館の位置を移転先の小倉258番地2に改めるものでございます。

別表1では、新築された上多度公民館の会議室の使用料を加えるものでございます。

第2表では、新築された上多度公民館の附属設備使用料、冷暖房設備を加えるもので

す。

なお、施行日は平成31年2月25日といたします。

以上で、議案第61号 養老町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りをします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第10、議案第62号 養老町自治会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第62号 養老町自治会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

上多度公民館の移転に伴う上多度自治会館の移転について所要の改正を行うもので、新しい自治会館の所在地を養老町小倉258番地2とするものでございます。

以上で、議案第62号 養老町自治会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第11、議案第63号 養老町認定こども園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第63号 養老町認定こども園条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

平成31年3月31日をもって上多度こども園を廃止するための条例改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 川口子ども課長、補足説明。

○住民福祉部子ども課長（川口智也君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

現在、上多度地区の就学前の教育・保育体制は、ゼロ歳児から4歳児をめぐみ保育園が受け入れ、5歳児を上多度こども園が受け入れております。

平成31年度よりめぐみ保育園が5歳児までの受け入れを開始することに伴い、上多度こども園が受け入れていた5歳児の受け入れ先が確保されることとなりますので、上多度こども園を廃止するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 9番 田中敏弘君。

○9番（田中敏弘君） 今度、上多度こども園が廃園ということで、めぐみ保育園が受け

るということで、町立から私立に変わるわけですが、めぐみ保育園そのものは地積、面積も少ないので、非常に地元の間人としては危惧しておるわけですがけれども、この議会としても所要の改修費は認めていただいて、近々やられると思うんですけども、地元への説明責任は十分果たしてみえるのかなあと、その辺をちょっと確認したいと思います。今後の流れについて、例えば雨降りなんかは運動が外でできないということで、上多度小学校の体育館をお借りするというような話も出たような気がするんですけども、その辺は大丈夫ですかね。

○議長（大橋三男君） 川口子ども課長、答弁。

○住民福祉部子ども課長（川口智也君） ただいまの田中議員の質問にお答えさせていただきます。

地元のほうには数回お邪魔しまして説明をいたしまして、御理解をいただいております。ところでございます。

ただ、施設的なことですか、面積的なことはなかなかどうしようもないというところで御理解を願っております。ところでございます。

あと、上多度小学校との連携につきまして、現在行っている園小連携のほうでは、引き続き行っていくということですが、それ以外に雨降りに施設をお借りするというようなところは、ちょっと聞き及んではないところでございますが、何しろ今の質のままめぐみ保育園さんに引き続き保育・教育していただきたいということをお願いしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 9番 田中敏弘君。

○9番（田中敏弘君） 今度子供がふえるわけですが、めぐみ保育園そのものとしては。それで、運動会等々をやると非常に場所が狭いというようなことで、その辺の適切な指導をしてみえるかどうかということをお願いしたいんですが。面積的にはクリアしておるわけで、大丈夫ですか。

○議長（大橋三男君） 川口子ども課長、自席答弁。

○住民福祉部子ども課長（川口智也君） 面積的な細かな話はちょっと今手持ちもございませんので、お答えできませんが、運動会とかで足りないというようなお話は、別のときに伺っております。そこら辺は、小学校さんといたしましても協力できるところは協力するというようなお話を園小の交流のときに見えましたので、そこら辺は子ども課といたしましても適切な運営ができるように協議していきたいと思っております。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第12、議案第64号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第64号 町道路線の廃止について御説明をさせていただきます。

町道路線の廃止について、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、補足説明。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

廃止する路線は、整理番号1の小倉下笠4号線、整理番号2の小倉下笠3号線の2路線であります。

今回、橋梁点検により、通行が危険と判定された路線について廃止するものであります。

詳細につきましては、議案に添付しております図面を御確認いただきたいと思います。

以上で、議案第64号 町道路線の廃止についての補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 今の説明の中で、廃止に伴うことで危険を伴うというような説明があったと思うんですが、具体的にどのような危険が伴うのか教えていただきたいと思います。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） ただいまの御質問に関しまして御回答申し上げます。

当2件の橋につきましては、コンクリートスラブの構造の橋でございます、そのコンクリートスラブの一部が変形しているというところで、車両の通行ができないという状況でございます、今回その解体ということでございます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第13、議案第65号 町道路線の認定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第65号 町道路線の認定について御説明をさせていただきます。

町道路線の認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、補足説明。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回、認定する路線は、東海環状自動車道事業に伴うもの1路線、橋梁点検により通行が危険と判定され、新たに認定が必要な4路線の合計5路線の認定でございます。

まず、整理番号1の高田187号線につきましては、東海環状自動車道事業に伴う道路のつけかえにより認定するものでございます。

次に、整理番号2の小倉下笠5号線、整理番号3の小倉下笠6号線については、橋梁判定の結果、通行が危険と判定されたため、それぞれ水路を挟み東側を新たに町道とし

て認定するものであります。

次に、整理番号4の小倉109号線、整理番号5の小倉110号線については、整理番号2、整理番号3の西側を新たに町道としてそれぞれ認定するものであります。

詳細につきましては、議案に添付しております図面を御確認いただきたいと思います。と存じます。

以上で、議案第65号 町道路線の認定についての補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 先ほどの質問と関連するわけで、2、3、4、5がこれの対象ということで、橋を取るということなんですが、地元できちっと了解がとれておるかということと、その迂回路は了解されておるかということをお尋ねいたします。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） ただいまの御質問につきまして御回答申し上げます。

まず橋の解体ということでございますが、地元のほうでは協議できておまして、まず地元協議の前に一定期間通行どめをいたしまして、地元のほうから御意見がないということを確認いたしまして、その後地元の代表の方と協議いたしまして、解体という手続でございます。

それから、当然迂回路につきましても、地元のほうと協議できているということでございますので、報告を申し上げます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 2番 岩永義仁君。

○2番（岩永義仁君） 同様に整理番号2、3、4、5番についてですけれども、インフラがだんだん老朽化してきて、今後こういうケースがあるかと思うんですけれども、同様の対応をされていくということによろしいですかね。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） ただいまの御質問につきまして御回答申し上げます。

橋梁につきましては、養老町全体で570橋ございます。その中で今回緊急に措置をしなければいけないと、要するに落橋の危険性があるというものが2件ございまして、そ

の部分の対応をしたということでございます。

今後は、落橋の危険性があると判断された場合は同じようなケースがあり得ると思いますが、なるべく早期に措置をいたしまして予防してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 2番 岩永義仁君。

○2番（岩永義仁君） 再質問ですけれども、今回みたいにかかけかえじゃなくて、取り外しちゃったわけですけれども、今みたいに長寿命化する、補強するふうで引き延ばせる場合はいいんですけれども、かけかえなきゃいけないほどの老朽化のものに関しての場合、かけかえる場合と今回のように取り外す場合、何らかの基準みたいなものは町の内規なんかでつくっているんですかね。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、自席答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、御質問にお答えします。

特に内規のようなものはございませんが、現在570橋あるうちの点検ということで、5年サイクルで行ってございまして、なるべく落橋にならない手前のところで何らかの対策をとるということで考えてございまして、またそのような落橋の危険性があるような場合が出てきたときは、また地元さんと協議ということで考えております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第14、選挙第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

本件は、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約による養老町選出議員の改選の規定により、町長、副町長または監査委員のうちから1人を議会で選出するものです。

お諮りをいたします。

選挙方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長である私が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

したがって、私が指名することに決定をいたしました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に養老町長 大橋孝君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名をいたしました養老町長 大橋孝君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

したがって、養老町長 大橋孝君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。

それでは、これより暫時休憩といたします。

再開は10時50分といたします。議員の皆様は議員控室にお集まりください。

（午前10時34分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは、皆さんおそろいでございますので、休憩を解き、再開をいたします。

○議長（大橋三男君） それでは、次に日程第15、議案第66号 養北こども園新園舎建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案説明を受け、質疑、討論を経て採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第66号 養北こども園新園舎建設工事請負契約の締結についての説明をさせていただきます。

養北こども園新園舎建設工事については、現在2つの園舎を利用して運営している養北こども園の園舎を別の場所に新たに建設するものであり、養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるところでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 川口子ども課長、補足説明。

○住民福祉部子ども課長（川口智也君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養北こども園新園舎建設工事では、ゼロ歳児から5歳児までの定員規模110人を教育・保育できる園舎の建設を実施するものであります。

その内容を御説明申し上げます。

1. 契約の目的、養北こども園新園舎建設工事。
2. 契約の方法、事後審査型条件つき一般競争入札。
3. 契約金額、4億4,604万円、税込みでございます。
4. 契約の相手方、岐阜県養老郡養老町大巻4590番地、株式会社大橋組、代表取締役大橋信之。
5. 工期でございますが、本契約締結の日から平成31年12月20日。
6. 工事場所、養老町飯田地内。
7. 工事概要、鉄骨造平家建て、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事で、建築面積は1188.39平方メートル、延べ床面積は1,085.42平方メートルでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 9番 田中敏弘君。

○9番（田中敏弘君） 5点について質問いたします。

この入札方法についてですが、具体的にどのような項目を審査するのか、これが1点。

それから2点目としては、この方法による最大のメリットは何か。

それから3点目は、なぜこの方法になったのか、根拠を求めます。

それから4点目、設計監理業者名及び金額はどうか。

それから5点目としては、今後、この方式をとるについては、基準を設置し、この方法で入札していく予定なのか。

以上5点を問います。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） それでは、ただいまの田中議員の御質問に回答をさせていただきます。

1点目の事後審査型条件つき一般競争入札というものでございますが、こちらは養老町建設工事入札参加資格者名簿に登載されているものを対象といたしまして、入札参加に係る資格要件を公告し、当該資格要件を満たす者が自由に入札に参加し、開札後に有効な入札のうち入札価格の低い者から資格要件の審査を実施し、資格要件が適格である場合に落札決定をするという入札方法になります。

2点目のメリットということでございますが、入札参加資格要件ということですが、こちらは一般競争入札ではありますが、条件つきでございますので、入札公告でその条件のほうを示しております。今回の案件の主な条件につきましては、経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書の総合評定値、あと養老町建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること、あと経営審査の審査を受けていること、あと所在の範囲においては、本店を県内に有していること。ただし、共同企業体の場合にあっては、構成員のうち1社は西濃地方内に本社を有していること。岐阜県または町から指名停止を受けていないこと。元請として施工した実績、監理技術者の資格などがございます。

3点目のこの方法についてという根拠でございますが、従来的一般競争入札につきましては、入札に参加する全ての者において、一般競争入札参加資格確認申請書というものを提出してもらう必要がございましたが、事後審査を取り入れたことによりまして、落札候補者のみが提出をすることになり、入札参加者の事務を軽減することができるということ。また、契約担当課の事務も軽減することができるというのがメリットと言えるかと思えます。また、経営事項審査事項での総合評定値や工事实績、あと参加業者の所在範囲など、ある一定の条件を設定することで、円滑な工事施工及び品質の確保につなげていくことを目的として取り入れたものになります。

4点目につきましては、子ども課のほうから回答させていただきます。

最後の今後、この方法で入札をしていく予定なのかということでございますが、こちらの一般競争入札につきましては、要綱が定めてございますので、その要綱に基づきまして、今後も事後審査型条件つき一般競争入札で入札のほうをしていく予定でございます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 川口子ども課長、答弁。

○住民福祉部子ども課長（川口智也君） それでは、監理業者につきましては、私のほうから答弁させていただきます。

監理業者は、設計をいたしました岐阜市に所在がございまして株式会社岬建築事務所を予定しております。

予算額は、2カ年で768万4,000円でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） それでは、2点についてお尋ねします。

今、先ほど田中議員のほうから質疑がありました事後審査型条件つき一般競争入札の件ですが、課長答弁にありましたように入札手続の簡素省力化と入札参加者の負担軽減を図るということは承知しておりますが、これは今から11年前の平成19年度から導入されている入札方法でございますが、なぜ今なのか。もちろん平成19年度からですので、この間大きな契約をしてまいりましたが、この事後審査型条件つき一般競争入札を導入しなかった理由は何か。今回、導入に踏み切った理由は何か。その点についてお尋ねをいたします。

2点目は、工期の中で、御承知のように10月1日から消費税が増税されるということですが、2019年3月31日までに契約すれば特例の経過措置があるということで、消費税分は8%のままということでございますが、影響がないというふうに理解をしやすいのか、その2点についてお尋ねします。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの水谷議員の御質問ですが、確かに一般競争入札につきましては、事後審査型の条件つきの一般競争入札では過去にはやっていなかったということもございますが、先ほどの答弁でも申し上げましたように、あくまでも事務軽減を図るということに重きを置きまして、これからはこの事後審査型の条件つき一般競争入札で対応していくという形をとらせていただくということで御理解願いたいと思います。

もう一点ですが、消費税の影響についてということでございますが、こちらにつきましては特に消費税の影響はございません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 経過措置の適用を受ける工事を行った事業者は経過措置が適用された工事であることを町のほうに書面で通知することとされておりますが、こういうこともしっかりと交わされているのか確認しておきたいと思います。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、自席答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 先ほどの水谷議員の御質問ですが、書面的通知についてはちょっと確認ができておりません。済みません。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） ぜひ、今回そういうことでかなり消費税絡みの件も問題になってくるのではないかなあということを懸念しておりますので、きっちりと消費税増税に伴う町の負担増にならないように、経過措置を受ける場合の書面通知を求めていただきたいというふうに思っています。

本来なら、この認定こども園は早い段階で消費税関係なく8%の中で建設される予定でございましたので、そういう点も含めましてしっかりとミスのないようにお願いしておきたいと思います。

○議長（大橋三男君） 答弁は要りませんか。

○13番（水谷久美子君） はい。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 12番 青山貞一君。

○12番（青山貞一君） 今の総務課長の一番最初の答弁で、私はこのように聞いたんですが、たとえ金額が少なくても審査の結果、通らないことがあるというふうにお聞きしたんですが、そこら辺のところをもうちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの青山議員の御質問でございますが、たとえ金額が低くてもということではなくて、事後審査型条件つき一般競争入札というものにつきましても、資格要件というものがございまして、あくまでもこの資格要件を満たしているということが条件になりますので、満たしていない場合はそもそもが対象になりませんので、資格要件を満たしている者のうちで改札後に有効な入札のうち、入札価格の低い者から資格要件のほうを審査していくということになりますので、資格要件をあくまでも満たしているということが前提条件となります。以上でございます。

○議長（大橋三男君） それでは、ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 今の青山議員の課長の答弁の中で、金額が低いところから条件がそろっておればという答弁だったと思うんですが、入札価格には最低価格を設けておると思うんですが、それを下回っておってもそれをクリアしておればいいということで理解できるのか、その点の確認をしておきたいと思います。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの松永議員の御質問でございますが、当町におきましては、最低制限価格というものは設けてございませんので、ただし低入札価格というものは設けておりますので、そちらの基準に当てはまれば、そこで審査をさせていただくということになっております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 松永議員、よろしいか。

○10番（松永民夫君） はい。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 2番 岩永義仁君。

○2番（岩永義仁君） 設備についてお伺いたします。

トイレなんですけれども、今の時代ですので、恐らく洋式でつくっていただけるんだろうと思いますけど、一応確認のためお聞きしておきます。

○議長（大橋三男君） 川口子ども課長、答弁。

○住民福祉部子ども課長（川口智也君） ただいまの岩永議員の質問にお答えさせていただきます。

基本的には、全部と言っていいほど洋式でございますが、小学校のほうでまだまだ和式のほうが多いので、急に小学校に行ってもできないということがあってはいけませんので、一部和式を残しておりますが、洋式のほうが多数ということでございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第16、議案第67号から日程第25、議案第76号までの10議案は逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第16、議案第67号 平成30年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第67号 平成30年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更について御説明をさせていただきます。

公共下水道事業特別会計につきましては、今回、議案第72号の平成30年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ337万9,000円減額いたしております。全額が公共下水道関係職員の異動等に伴う人件費分となります。公共下水道事業関係職員の人件費については、一般会計からの繰入金を充てておりますので、今回の補正により繰入総額を2億4,305万7,000円に変更するものでございます。

以上で、議案第67号 平成30年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についての提案説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第17、議案第68号 平成30年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れの変更についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第68号 平成30年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れの変更について御説明をさせていただきます。

農業集落排水事業特別会計につきましては、今回、議案第73号 平成30年度養老町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入の増加に伴い、一般会計からの繰入金金を7万7,000円減額いたしております。農業集落排水事業費については、一般会計からの繰入金金を充てておりますので、今回の補正により繰入総額を2,329万9,000円に変更するものでございます。

以上で、議案第68号 平成30年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れの変更についての提案説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第18、議案第69号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第69号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第5号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は歳入歳出それぞれ3億8,796万9,000円を追加し、予算総額を112億5,122万3,000円とするものでございます。

主な内容は、小学校空調設備改修事業、養老公園夜桜ライトアップ事業、コミュニティー助成事業、給与改定等に伴う人件費などでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 田中総務部長、補足説明。

○総務部長（田中信行君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、12ページの歳出から説明させていただきます。

人件費につきましては、各科目でそれぞれ所要額を補正していますので、後ほど一括して説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、5目財産管理費では、電算及び文書印刷管理費で新元号対応のため、基幹系システム改修費100万5,000円を計上し、7目地域振興費では、コミュニティーセンター下笠野崎集会所建設に対する補助金として1,500万円を計上しました。

次に、18ページの款12公債費、項1公債費では、借入利率の変更等に伴い1目元金で297万3,000円を増額し、2目利子で467万2,000円を減額しました。

次に、22ページの給与費明細書について説明をさせていただきます。

まず、特別職の長等につきましては、期末手当で11万1,000円の増額、その他の手当で16万6,000円、共済費で3,000円それぞれ減額であります。

次に、議員につきましては、期末手当で20万2,000円の増額でございます。

次に、23ページの一般職について説明させていただきます。

給料については、1,270万1,000円、職員手当等については434万6,000円の減額、共済費については1,629万8,000円それぞれ減額でございます。

給料につきましては、給与改定に伴う分で209万4,000円、昇給等に伴う分で338万9,000円の増額で、異動、退職等に伴い1,818万4,000円の減額でございます。

次に、職員手当等につきましては、制度改正に伴い423万円の増額で、その他異動等に伴い857万6,000円の減額でございます。

次に、8ページの歳入について説明させていただきます。

款17繰入金、項1基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、財源調整として958万8,000円を減額しました。

次に、款19諸収入、項4雑入、6目雑入では、コミュニティー助成事業助成金、一般財団法人自治総合センターの分ですが、1,500万円を計上いたしました。

次に、5ページの第2表 債務負担行為補正では、養老公園夜桜ライトアップ事業について、2カ年度にわたるため、新たに債務負担行為を追加いたしました。

次に、第3表 地方債補正では、事業費の増額などにより、社会資本整備総合交付金事業債で限度額を20万円増額し、補正後の限度額を5,980万円、学校教育施設等整備事業債で、限度額を3億960万円増額し、補正後の限度額を3億6,090万円とするものでございます。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

12ページの歳出について御説明申し上げます。

款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費では、社会福祉法人あゆみの家が養老町橋爪地内に建設予定の障害者共同生活援助施設に係る整備費補助金として358万3,000円を増額いたしました。

また、国民健康保険特別会計繰出金で、職員の給与改定等に伴い314万1,000円を減額し、介護保険事業特別会計繰出金では、介護給付費町負担金、地域支援事業町負担金及び職員給与費所要額等で274万4,000円を増額いたしました。

3目福祉医療費では、本年度の重度心身障害者福祉医療事業の動向に基づきまして扶助費の所要額2,191万9,000円を増額いたしました。

次に、14ページです。

4目国民年金費につきましては、国民年金事務費で国民年金システムの産前産後期間保険料納付免除・猶予の申請様式変更に伴うシステム改修費として58万4,000円を増額

いたしました。

10日後期高齢者医療費では、保険基盤安定負担金支出額確定に伴い繰出金33万8,000円を増額いたしました。

次に、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費の児童手当事務事業では、改元に伴うシステム改修委託費として34万9,000円を増額しました。

次に、公立認定こども園等関係事務事業では、公立園の保育士の研修費用に対し補助される子ども・子育て支援体制補助金の平成29年度補助額が確定し、返還金が生じたので9,000円を増額しました。

次に、広域保育委託事業では、町外の保育所等を利用する広域利用者が当初見込み数より増加しており、今後も途中入園による利用が予想されるため、委託料として169万4,000円を増額しました。

次に、子ども・子育て支援事業では、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施する子育て支援事業に対し補助される子ども・子育て支援交付金の平成29年度補助額が確定し、返還金が生じたので、1万1,000円を増額し、若手保育士や保育事業者を対象に巡回保育を行う巡回支援事業に対し補助される保育対策総合支援事業費補助金の29年度補助額が確定したことにつきまして、補助につきましても返還金が生じたので、61万円を増額いたしました。

次に、歳入です。

8ページをごらんください。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、広域保育委託事業に係る負担金71万円を増額いたしました。

款14県支出金、項1県負担金、1目民生費県負担金では、広域保育委託事業に係る県負担金として35万5,000円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金増額分に係る県負担金25万3,000円を増額いたしました。

項2県補助金、2目民生費県補助金では、重度心身障害者医療費に係る補助金1,095万9,000円を増額いたしました。

以上で、住民福祉部の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 田中産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） それでは、産業建設部関係について、私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出につきまして説明をさせていただきます。

14ページの款6農林水産業費、項1農業費、3目農業振興費では、経営体育成支援事業において国・県の被災農業者向け経営体育成支援事業を活用し、台風21号により被害を受けた農業施設の修繕等を支援する補助金として36万1,000円を増額しました。

また、農業集落排水事業特別会計繰出金事業では、農業集落排水事業特別会計の補正

に伴い7万7,000円を減額いたしました。

次に、款7商工費、項1商工費、3目観光費では、観光事業振興費においてさらなる観光振興を図るため、新たに養老公園の夜桜のライトアップ及びそれに伴うイベント等を開催する費用として1,866万6,000円を計上いたしました。

次に、16ページでございます。

16ページの款8土木費、項2道路橋梁費、2目道路橋梁維持費の橋梁長寿命化計画事業では、設計監理委託料の入札差金として、委託料50万6,000円を減額し、工事請負費では当初橋梁補修工事を予定しておりましたが、垂井町との橋梁管理協定に基づく工事負担金に伴い1,317万2,000円を減額し、負担金では同様に1,367万8,000円を増額いたしました。

3目道路橋梁新設改良費の社会資本整備総合交付金事業では、設計監理委託料の入札差金として委託料292万3,000円を減額し、工事請負費では道路整備の追加工事分として292万3,000円を増額いたしました。

次に、項4都市計画費、3目下水道整備費の公共下水道事業特別会計繰出金事業では、公共下水道事業特別会計の補正に伴い337万9,000円を減額いたしました。

次に、歳入につきまして説明させていただきます。

8ページをごらんください。

8ページの款14県支出金、項2県補助金、4目農林水産業費県補助金で経営体育成支援事業費補助金として30万1,000円を増額いたしました。

また、5目商工費県補助金では、観光振興事業費の夜桜ライトアップ事業に対して、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金910万円を増額いたしました。

次に、10ページの款20町債、項1町債、2目土木債では、社会資本整備総合交付金事業債で歳出で起債対象外の点検委託料を減額し、起債対象の工事負担金が増額したことにより20万円を増額いたしました。

以上で、産業建設関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 野村会計管理者、補足説明。

○会計管理者兼会計課長（野村博治君） 私からは、会計課関係の補足説明をさせていただきます。

12ページの歳出について御説明申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費、4目の会計管理費では、決算及び出納事務費の新元号対応のため収納消し込みOCRシステムの改修委託料として98万1,000円の補正増をいたしました。

以上で、会計課の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 佐藤教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局長兼スポーツ振興課長（佐藤嘉但君） それでは、私のほうからは教

育委員会に関する補正予算の補足説明を申し上げます。

まず、歳出から説明させていただきます。

18ページの款10教育費、項1教育総務費、2目事務局費の留守家庭児童教室事業ですが、利用者増などにより、指導員人件費の今年度実績見込み額が当初予算額を上回りましたので、不足する賃金304万1,000円を増額補正いたしました。

また、昨年度の当該事業に関しまして、子ども・子育て支援事業補助金の実績によりまして国に対する返還金として36万4,000円を計上いたしました。

次に、項2小学校費、1目学校管理費の説明欄2行目、小学校校舎等施設整備事業では、学習環境の衛生基準を確保するため、笠郷小学校を除く小学校6校の空調設備改修工事を行うこととし、設計監理に係る委託料879万円及び工事施工に係る工事請負費3億4,904万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、項3中学校費、2目教育振興費の中学校特別指導補助事業につきましては、中学校部活動における各種大会参加費等補助金の実績見込み額により不足する補助金33万7,000円を増額補正いたしました。

次に、項4社会教育費、3目公民館費の地区公民館維持管理費でございますが、上多度公民館移転に係る新施設の建物共済保険料として役務費5,000円を、また現公民館の既設の浄化槽の清掃及び埋め戻し業務に係る委託料として13万7,000円をそれぞれ計上いたしました。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

まず、8ページでございますが、款12使用料及び手数料、項1使用料、7目教育使用料の留守家庭児童教室使用料では、利用者増等の実績見込みにより70万7,000円を増額補正いたしました。

次に、款13国庫支出金、項2国庫補助金、5目教育費国庫補助金の節1教育総務費補助金の子ども子育て支援事業補助金では、留守家庭児童教室事業の補正に伴い、その財源として114万4,000円を増額補正し、また節2の小学校費補助金のブロック塀・冷房対応臨時特例交付金では、先般内定を受けましたので、小学校6校の空調設備改修工事の財源とするため、4,808万4,000円を計上いたしました。

次に、款14県支出金、項2県補助金、7目教育費県補助金の放課後児童健全育成事業費補助金につきましては、留守家庭児童教室事業の財源として114万4,000円を増額補正いたしました。

最後になりますが、10ページでございます。

10ページの款20町債、項1町債、4目教育債の学校教育施設等整備事業債につきましては、小学校6校の空調設備改修工事の財源とするため3億960万円を計上させていただきました。

以上で、教育委員会関係の補正予算の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は常任委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 夜桜のライトアップですけれども、町の一般財源と県の補助金を受けて約900万ずつで行われるというふうに思うんですが、この期間はいつからいつまでなのか。それからライトアップの起点と終点、さらにこの事業は恒久的に来年も県の補助金対象になるのか。この夜桜ライトアップの位置づけについて、ずっとやっていく事業なのか、予算に応じて、また県の補助が削られた場合はやらないと、そういうふうな内容で考えられたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大橋三男君） 大倉企業誘致・商工観光課長、答弁。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えします。

まず、この夜桜ライトアップ事業につきましては、養老公園が2020年に開園140周年を迎えるということでございます。養老公園につきましては、これまで養老改元1300年において、さまざまなインフラ等整備をいただいております。今年度におきましても、トイレ等洋式化を進められているところです。

また、ソフトの面においては、今年度アートのイベント等を開催されているところですが、この養老公園につきましては、これまでイルミネーション等をやってきましたけれども、それと別なシーズンということで、春において新たに花見のシーズンにライトアップを企画してみてもどうかというところで実施をするものでございます。

期間につきましては、3月の第4週の金曜日から4月の第1週の日曜日の10日間を予定しているところでございます。

場所につきましては、秋のライトアップにつきましては滝谷の左岸堤を実施したわけですが、ちょっと場所を変えまして、天命反転地の周辺の桜が20年たちまして、見どころになっているというところから、その周辺を予定しているものでございます。

また、恒久かどうかというところにつきましては、この140周年を見据えて、一度こちらで実施をしてみたいというところで、県と協議をさせていただく中で、養老町のほうでもこちらで1回やらせていただくというような位置づけでございます。

今後につきましては、今回の実施を踏まえまして、2020年が養老公園の開園の140周年ということから、また県と協議いたしまして、予算に応じて開催していきたいというところで、今後についてはまだ未定ということでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） ライトアップの時間はどういうふうになっていますか。

○議長（大橋三男君） 大倉企業誘致・商工観光課長、自席答弁。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） ただいまの御質問ですけれども、近隣の住民の方の御迷惑にならない時間帯で考えておりますが、そこにつきましては地元の高林の区ですとか、養老公園区のほうとも相談しながら決めていきたいというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 確認ですが、10日間のライトアップで1,866万6,000円使うというふうに理解してよろしいですか。

○議長（大橋三男君） 大倉企業誘致・商工観光課長、答弁。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） 10日間でこの金額ということをお願いしたいと思います。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は予算の所管ごとに各常任委員会に付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は常任委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第19、議案第70号 平成30年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第70号 平成30年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ226万円を減額し、予算総額を35億646万2,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、国保関係職員費の減額等に伴うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたし

ます。

○議長（大橋三男君） 伊藤住民人権課長、補足説明。

○住民福祉部住民人権課長（伊藤幸広君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に歳出のほうから御説明申し上げます。

8ページをごらんください。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費につきましては、職員の給与改定等に伴い国保関係職員費138万3,000円、退職手当組合負担金20万8,000円をそれぞれ減額し、共済費5万9,000円を増額し、合計153万2,000円を減額いたしました。

次に、款4保健事業費、項2保健事業費、1目保健衛生普及費につきましては、職員の給与改定等に伴い国保関係職員費120万7,000円、退職手当組合負担金9万9,000円、共済費30万3,000円をそれぞれ減額し、保健衛生普及事業費につきましては、これまでの人間ドック助成金の支出額を踏まえ不足が予想されるため、44万円を増額いたし、合計116万9,000円を減額いたしました。

続きまして、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、3目償還金につきましては、平成29年度特定健診検査保健指導負担金国庫分の交付額が確定したため、精算による国への返還金といたしまして44万1,000円を増額いたしました。

続きまして、歳入のほうを御説明申し上げます。

6ページをごらんください。

款8繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、職員の給与改定等に伴い職員給与費等繰入金を314万1,000円減額いたしました。

款9繰越金、項1繰越金、1目繰越金につきましては、財源調整といたしまして88万1,000円を充当するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第20、議案第71号 平成30年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第71号 平成30年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、収益的支出を369万2,000円増額し、補正後の予算額を4億4,169万2,000円に改めるものであります。

補正の内容につきましては、職員の異動等に伴い人件費を補正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 田中産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

収益的支出について御説明を申し上げます。

12ページ、款1水道事業費用、項1営業費用、4目総係費では、職員の異動等に伴い人件費を補正するものでありまして、給料で111万6,000円増額、職員手当等で181万3,000円増額、法定福利費で38万6,000円増額、退職給付費で37万7,000円増額、合計369万2,000円増額をいたしました。

以上で、議案第71号 平成30年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第21、議案第72号 平成30年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第72号 平成30年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ337万9,000円を減額し、予算総額を3億8,362万1,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、職員の異動等に伴い人件費を補正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 田中産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

歳出について御説明を申し上げます。

8 ページ、款 1 下水道費、項 1 公共下水道管理費、1 目総務費では、職員の異動等に伴い人件費を補正するものでありまして、給料で57万8,000円減額、職員手当等で219万2,000円減額、共済費で60万9,000円減額、合計337万9,000円減額いたしました。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

6 ページ、款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、1 目一般会計繰入金を337万9,000円減額いたしました。

以上で、議案第72号 平成30年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第22、議案第73号 平成30年度養老町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第73号 平成30年度養老町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正につきましては、歳入について節科目の新設を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大橋三男君） 田中産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

4ページをごらんください。

款6諸収入、項2雑入、1目雑入、建物災害共済金は、台風21号被害に伴う上多度浄化センターの修繕に対する建物災害共済金として7万7,000円を計上し、款4繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金7万7,000円を減額するものであります。

以上で、議案第73号 平成30年度養老町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第23、議案第74号 平成30年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第74号 平成30年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2,576万8,000円を追加し、予算総額を29億5,859万9,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、職員給与費の所要額のほか、保険給付費及び地域支援事業費の動向による必要額を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に10ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、職員給与費の所要額として介護保険事業関係職員費で47万円、退職手当組合負担金で22万6,000円、共済費で15万3,000円をそれぞれ減額いたしました。

また、法改正システム改修事業では、予算現計と執行見込み額との差額229万円を減額いたしました。

保険給付費の介護サービス給付費、3目施設介護サービス給付費では、その動向により867万2,000円を増額いたしました。

同様に、介護予防サービス給付費、2目地域密着型介護予防サービス給付費では122万4,000円を増額いたしました。

高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費においても412万3,000円を増額いたしました。

高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費においても111万1,000円を増額いたしました。

特定入所者介護サービス費、1目特定入所者介護サービス費でも507万8,000円を増額いたしました。

続きまして、12ページをごらんください。

款4地域支援事業費、項1地域支援事業費、1目地域支援事業費では、職員給与費の所要額として、地域支援事業関係職員費で40万5,000円の減額、退職手当組合負担金で7万8,000円の減額、共済費で3万4,000円を増額いたしました。

項2介護予防・生活支援サービス事業費の1目介護予防・生活支援サービス事業費では、その動向により730万5,000円を増額いたしました。

同様に、2目介護予防ケアマネジメント事業費においても、その動向により184万3,000円を増額いたしました。

次に、6ページの歳入について御説明申し上げます。

まず、款4国庫支出金の国庫負担金、1目介護給付費負担金では、給付費の動向により335万4,000円を増額いたしました。

国庫補助金の1目調整交付金及び2目地域支援事業交付金（総合事業）では、給付の動向によりそれぞれ101万1,000円、224万5,000円を増額いたしました。

また、3目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）では、その動向により10万9,000円を減額いたしました。

4目介護保険事業費補助金では、法改正システム改修に伴う事業補助金165万円を計上しました。

款5支払基金交付金の支払基金交付金、1目介護給付費交付金及び2目地域支援事業交付金では、その動向によりそれぞれ545万6,000円、242万5,000円を増額いたしました。

款6県支出金の県負担金、1目介護給付費負担金では、その動向により321万4,000円を増額し、県補助金の1目地域支援事業交付金（総合事業）では、112万2,000円を増額し、2目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）では5万5,000円を増額いたしました。

款8繰入金の他会計繰入金の介護給付費繰入金では、介護給付費に係る町負担分として252万6,000円を増額いたしました。

地域支援事業繰入金（総合事業）では、112万2,000円増額し、地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）では、5万5,000円を減額いたしました。

その他一般会計繰入金では、職員給与費の補正に伴い84万9,000円を減額いたしました。

款9繰越金の繰越金、1目繰越金では、財源調整として271万1,000円を充てるものがあります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑

は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第24、議案第75号 平成30年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第75号 平成30年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ87万1,000円を追加し、予算総額を1,607万1,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、給与管理件数の動向により、必要額を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（大橋三男君） 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、補足説明をさせていただきます。

最初に8ページの歳出について御説明申し上げます。

款2サービス事業費、項1介護予防支援事業費、1目介護予防支援事業費では、介護予防ケアマネジメント業務において委託件数の動向により委託料を87万1,000円増額いたしました。

次に、6ページの歳入について御説明申し上げます。

款1サービス収入、項1介護予防給付費収入、1目介護予防サービス計画費収入では、介護予防ケアマネジメント報酬の動向により87万1,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第25、議案第76号 平成30年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第76号 平成30年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ33万8,000円を追加し、予算総額を3億1,873万8,000円とするものでございます。補正する主な内容は、負担金確定による必要額を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、補足説明をさせていただきます。

最初に、8ページをごらんください。

8ページ、歳出です。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金では、平成30年度保険基盤安定負担金支出額の確定により、所要額33万8,000円を増額いたしました。

次に、6ページの歳入について御説明申し上げます。

款4繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金につ

いて、額の確定により33万8,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

最後に、本日決定をいたしました議案審査の付託先であります総務民生委員会は、12月19日水曜日の午前10時から、また産業建設委員会は、同日の午後1時30分から、それぞれ開催されるよう各委員長に要請をいたします。

○議長（大橋三男君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了いたしました。

お諮りをします。

議案精読及び委員会審査のため、あす12月18日から12月25日までの8日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、あす12月18日から12月25日までの8日間は休会することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

本日は、これをもちまして散会いたします。

なお、議会第2日目は12月26日水曜日午前9時30分より会議を開きます。

本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午後0時07分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年12月17日

議 長 大 橋 三 男

議 員 田 中 敏 弘

議 員 松 永 民 夫

